（国内管理人に係る報告及び検査）

第35条　農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3　第29条第4項及び第5項の規定は第1項の規定による立入検査について、第30条第2項から第4項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第29条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第30条第1項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　第35条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考　大きさは、縦11センチメートル、横15センチメートルとする。

様式第16号（第21条関係）

国内管理人変更届

年　月　日

農林水産大臣　殿

住所

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）　印

下記のとおり国内管理人を変更したので、農薬取締法第34条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

1　農薬の登録番号及び名称

2　変更した年月日

3　変更前後の国内管理人の氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

4　変更の理由

（日本工業規格Ａ４）

備考　氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。